

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第9号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(防疫等業務手当)</p> <p>第4条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第2項、第3項及び第9項に定める感染症並びに人事委員会がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務に従事したとき。</p> <p><u>(2) 職員が感染症予防法第6条第7項に定める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務その他これらに準ずると人事委員会が認める業務に従事したとき。</u></p> <p>(3) 職員が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に定める家畜伝染病及び同法第4条第1項に定める届出伝染病並びに人事委員会がこれらに相当すると認める伝染性疾患の病原体に汚染されている区域において行う次に掲げる業務に従事したとき。</p>	<p>(防疫等業務手当)</p> <p>第4条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第2項、第3項、<u>第7項</u>及び第9項に定める感染症並びに人事委員会がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務に従事したとき。</p> <p>(2) 職員が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に定める家畜伝染病及び同法第4条第1項に定める届出伝染病並びに人事委員会がこれらに相当すると認める伝染性疾患の病原体に汚染されている区域において行う次に掲げる業務に従事したとき。</p>

ア 略

イ 死亡畜の解剖業務又はその補助業務

ウ 患畜等の殺処分若しくはこれに伴う解体検査業務又はこれらの補助業務

(4) 保健所に勤務する保健師(第1号又は第2号に掲げる業務に従事する職員を除く。)が次に掲げる業務に従事したとき。

ア~エ 略

(5) 衛生環境研究所に勤務する職員(第1号又は第2号に掲げる業務に従事する職員を除く。)が感染症の病原体が付着した物件又は付着の疑いのある物件に対する検査、調査又は研究の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号、第2号、第3号ア、第4号及び第5号の業務 300円

(2) 前項第3号イ及びウの業務 1,200円

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

第3号イの業務	第3号アの業務
第3号ウの業務	第3号アの業務 第3号イの業務

(海上危険業務手当)

第8条 海上危険業務手当は、職員が漁業取締船、水産試験船又は実習船に乗り組み、次に掲げる業務(以下「海上危険業務」という。)に従事したときに支給する。

(1)~(3) 略

2 略

(家畜保健衛生業務手当)

第20条 家畜保健衛生業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

ア 略

イ 死亡畜の解剖業務及びその補助業務

ウ 患畜等の殺処分及びこれに伴う解体検査業務並びにこれらの補助業務

(3) 保健所に勤務する保健師(第1号に掲げる業務に従事する職員を除く。)が次に掲げる業務に従事したとき。

ア~エ 略

(4) 衛生環境研究所に勤務する職員(第1号に掲げる業務に従事する職員を除く。)が感染症の病原体が付着した物件又は付着の疑いのある物件に対する検査、調査又は研究の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号、第2号ア、第3号及び第4号の業務 300円

(2) 前項第2号イの業務 600円

(3) 前項第2号ウの業務 1,200円

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

第2号イの業務	第2号アの業務
第2号ウの業務	第2号アの業務 第2号イの業務

(海上危険業務手当)

第8条 海上危険業務手当は、職員が漁業取締船、水産試験船又は実習船に乗り組み、沿岸3マイル以遠の海域において次に掲げる業務(以下「海上危険業務」という。)に従事したときに支給する。

(1)~(3) 略

2 略

(家畜保健衛生業務手当)

第20条 家畜保健衛生業務手当は、家畜保健衛生所に勤務する獣医師が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第3条第1項第2号から第6号までに規定する業務のうち家畜等に直接接して行う業務(次号及び第3号に掲げる業務を除く。)

(2) 死亡畜の解剖業務及びその補助業務

(1) 家畜保健衛生所に勤務する獣医師が次に掲げる業務に従事したとき。

ア 家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項第2号から第6号までに規定する業務のうち家畜等に直接接して行う業務（イ及びウに掲げる業務を除く。）

イ 死亡畜の解剖業務又はその補助業務

ウ 患畜等の殺処分若しくはこれに伴う解体検査業務又はこれらの補助業務

(2) 畜産試験場又は中小家畜試験場に勤務する職員が牛又は豚に対して行うワクチン接種業務又は疾病治療業務に従事したとき。

(3) 中小家畜試験場に勤務する職員が死亡畜の解剖業務又はその補助業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号ア及び第2号の業務 300円

(2) 前項第1号イ及びウ並びに第3号の業務 1,200円

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

第1号イの業務	第1号アの業務
第1号ウの業務	第1号アの業務
	第1号イの業務
第3号の業務	第2号の業務

(教員特殊業務手当)

第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舍指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

(1)～(6) 略

(7) 特別支援学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭又は講師が行う児童又は生徒への直接指導

(3) 患畜等の殺処分及びこれに伴う解体検査業務並びにこれらの補助業務

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 300円

(2) 前項第2号の業務 600円

(3) 前項第3号の業務 1,200円

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

第2号の業務	第1号の業務
第3号の業務	第1号の業務
	第2号の業務

(教員特殊業務手当)

第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舍指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

(1)～(6) 略

(7) 特別支援学校に勤務する教諭等が行う児童又は生徒への直接指導

- (8) 小学校若しくは中学校の特別支援学級を担任すること又は通級による指導を担当することを本務とする教諭、助教諭又は講師が行う児童又は生徒への直接指導
- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1)～(4) 略
- (5) 前項第7号及び第8号の業務 業務に従事した月1月につき5,500円
- 3 略

(併給禁止)

第26条 略

- 2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げるいずれかの特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げるいずれかの特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

と畜検査等業務手当	防疫等業務手当（第4条第1項第3号の業務に係るものに限る。） 有害物等取扱手当
略	
家畜保健衛生業務手当	防疫等業務手当（第4条第1項第3号の業務に係るものに限る。） 有害物等取扱手当
有害物等取扱手当	防疫等業務手当（第4条第1項第1号から第3号まで及び第5号の業務に係るものに限る。）
略	

- (8) 小学校若しくは中学校の特別支援学級を担任すること又は通級による指導を担当することを本務とする教諭、助教諭及び講師が行う児童又は生徒への直接指導
- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1)～(4) 略
- (5) 前項第7号及び第8号の業務 業務に従事した月1月につき11,000円
- 3 略

(併給禁止)

第26条 略

- 2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる一の特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

と畜検査等業務手当	防疫等業務手当（第4条第1項第2号の業務に係るものに限る。） 有害物等取扱手当
略	
家畜保健衛生業務手当	防疫等業務手当（第4条第1項第2号の業務に係るものに限る。） 有害物等取扱手当
有害物等取扱手当	防疫等業務手当（第4条第1項第1号、第2号及び第4号の業務に係るものに限る。）
略	

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。